



目 標

地下水汚染地域の水質浄化

■地下水汚染地域のすべてについて、浄化基準^{*1}を達成します。

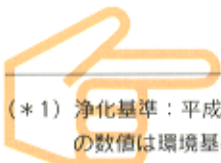
有害化学物質による環境汚染の防止

■有害化学物質の環境への排出を規制し、新たな環境汚染を生じさせない。

地盤沈下の防止

■地盤沈下地域^{*2}の地下水揚水量を、平成8年度レベルに抑制します。

■その他の地域については、現状の地下水位を低下させない。



(※1) 浄化基準：平成8年の水質汚濁防止法の改正に伴い、人の健康に係る被害を防止するために必要な限度として定められた基準。その数値は環境基準値と同一である。

(※2) 地盤沈下地域：「福井県地盤沈下対策要綱」に基づき指定された地域。9年2月現在、福井市南部地域の約14km²が指定されている。